

許可等が必要な業種一覧表

(保証申し込みの際、下記の業種については許可証等の写しが必要になります。)

番号	業種	許可等	根拠法	有効期限	許認可権者
1	食料品製造業	許可	食品衛生法(52条)	5年を下らない期間	知事(保健所長)
2	食料品販売業	許可	食品衛生法(52条)		
3	飲食店、喫茶店	許可	食品衛生法(52条)		
4	建設業	許可	建設業法(3条)	5年	知事又は国土交通大臣
		* 2以上の都道府県に営業所(及びこれに準ずるもの)を設ける場合は、国土交通大臣の許可が必要になります。			
		* 次の何れかに該当する場合は、許可は不要となりますが、工事明細が必要となります。			
		①建築工一式にあたって1件あたりの請負金額が1,500万円未満の工事又は床面積150㎡未満の木造住宅工事を行うもの			
②建築工一式以外の建築工のうち1件あたりの請負金額が500万円未満の工事を行うもの					
5	一般乗合旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(4条)	—	国土交通大臣(地方運輸局長)
	一般乗用旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(4条)	—	
	一般貸切旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(4条)	—	
6	特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法(43条)	—	
7	一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(3条)	—	
8	特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法(35条)	—	
9	旅館業	許可	旅館業法(3条)	—	知事(保健所長)
10	古物営業	許可	古物営業法(3条)	—	公安委員会
11	薬局	許可	薬事法(4条)	6年	知事(保健所長)
12	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	許可	薬事法(12条)	5年又は6年	知事又は厚生労働大臣
			* 医薬品製造販売業のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可については、有効期限は6年になります。		
13	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業	許可	薬事法(13条)	5年又は6年	知事又は厚生労働大臣
			* 医薬品製造業のうち、薬局製造販売医薬品の製造に係る許可については、有効期限は6年である。		
14	医薬品販売業	許可	薬事法(24条、26条、28条、30条)	6年	知事(保健所長)
15	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	薬事法(39条)	6年	知事(保健所長)
16	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可	薬事法(39条)	6年	知事(保健所長)
17	医療機器修理業	許可	薬事法(40条の2)	5年	厚生労働大臣(知事)
18	一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	2年	市町村長
19	産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	5年	知事
20	特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	5年	知事
21	有料職業紹介事業	許可	職業安定法(30条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
22	病院、診療所、助産所	許可	医療法(7条)	—	知事(保健所長)
23	宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法(3条)	5年	知事又は国土交通大臣
24	酒類製造業	免許	酒税法(7条)	—	税務署長

番号	業種	許可等	根拠法	有効期限	許認可権者
25	酒母・もろみ製造業	免許	酒税法(8条)	—	税務署長
26	酒類販売業	免許	酒税法(9条)	—	
27	第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法(5条)	—	知事
28	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(3条)	—	知事(地方総合事務所長)又は経済産業大臣
29	一般労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(5条)	3年(更新時5年)	厚生労働大臣
30	家畜商	免許	家畜商法(3条)	—	知事
31	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35条)	期限を付すことができる(概ね2年)	市町村長
32	興行場(映画館・劇場)	許可	興行場法(2条)	—	知事(保健所長)
33	浴場業	許可	公衆浴場法(2条)	—	知事(保健所長)
34	測量業	登録	測量法(55条)	5年	国土交通大臣(地方整備局長)
35	砂利採取業	登録	砂利採取法(3条)	—	知事
36	採石業	登録	採石法(32条)	—	知事
37	建築士事務所	登録	建築士法(23条)	5年	知事
38	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	5年	知事(地方総合事務所長)又は経済産業大臣
39	自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法(78条)	—	地方運輸局長
40	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	—	経済産業大臣(地方経済産業局長)
41	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	—	経済産業大臣(地方経済産業局長)
42	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	—	経済産業大臣(地方経済産業局長)

*上記以外にも必要に応じて、許可証の写を提出していただくことがあります。